

令和5年度 出雲崎町 認定こども園・保育園等 入園のしおり

この案内には、子ども・子育て支援制度の、
認定こども園・保育園等の認定・利用申請に関する手続きや
必要な書類等について、重要なことを記載しています。
内容をよく読んで申請してください。

目 次

はじめに	2
新年度入園について	4
転入予定・出産予定・ 町外施設の入園について	5
保育料・給食費について及び 施設一覧	6
利用時間・預かり保育	7
よくある質問	8



はじめに

認定こども園・保育園とは

◇認定こども園とは・・・

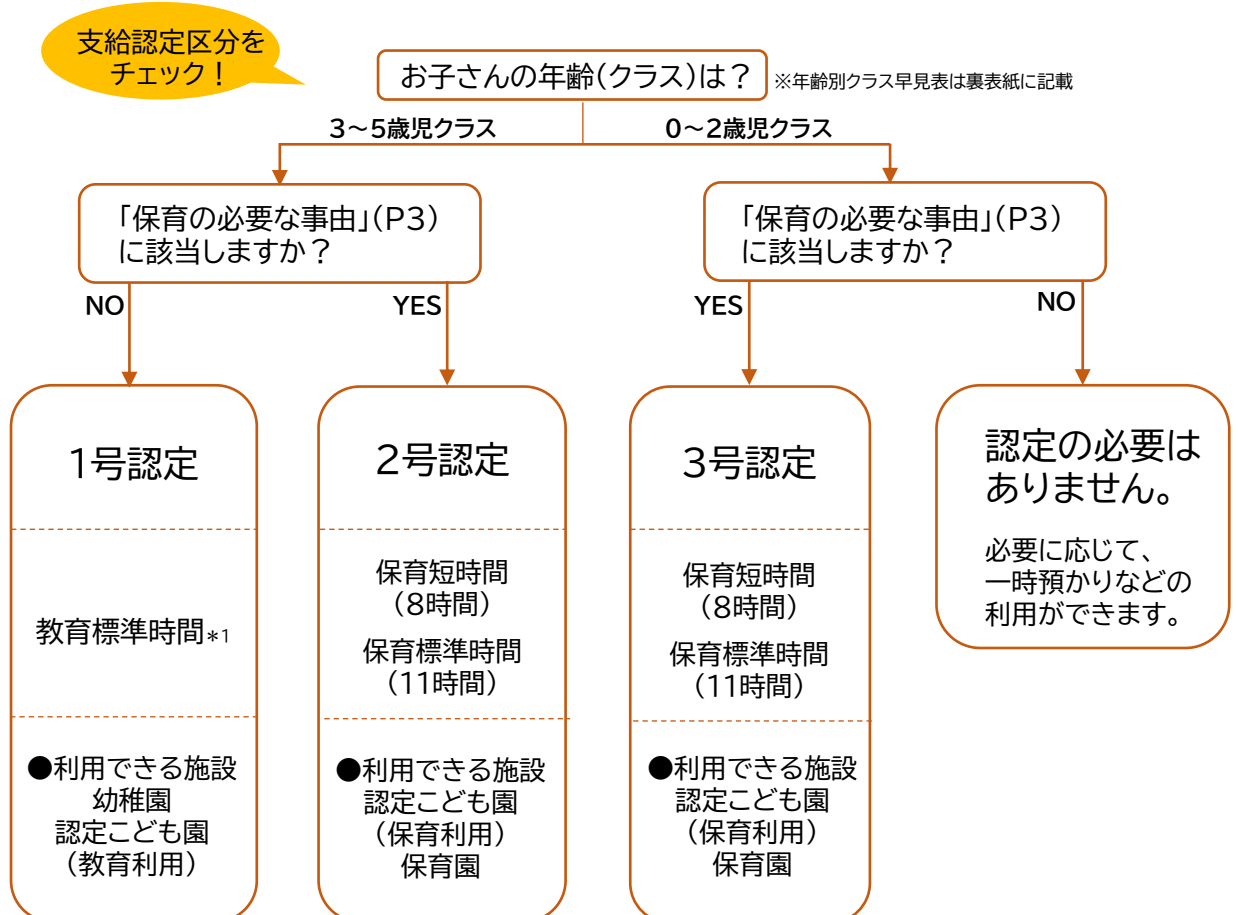
保育の必要な事由のあるお子さんも、保育の必要な事由のないお子さんも入園でき、教育と保育を一体的に行う施設です。

◇保育園とは・・・

家族が働いている、病気のために家庭で保育ができないなどの場合に、お子さんを保育する児童福祉施設です。

教育・保育認定について

教育・保育認定とは、認定こども園や保育園等を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や「保育の必要な事由」に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。2・3号認定は、保護者のそれぞれがP3の「保育の必要な事由」に該当することが必要となります。



*1 教育標準時間は、各施設により利用時間が異なります。なお、出雲崎こども園の場合は、9:00～15:30です。

「保育の必要な事由」とは

2・3号認定は、保護者のそれぞれが下記の「保育の必要な事由」に該当する必要があります。
 ※1号認定は「保育の必要な事由」に該当しなくても、取得できます。

入園を必要とする状況 (保育の必要な事由)	利用期間	必要な添付書類	必要量
1 就労 保育短時間を希望 …月48時間以上就労している 保育標準時間を希望 …月120時間以上就労している ※内職も可	左記の条件で就労している期間	就労時間、日数や就労時間帯が確認できる就労証明書	短時間 又は 標準時間
2 出産前後	出産(予定)日から起算した前後8週間を含む、各月1日～各月末日 (例:8月11日出産の場合、6月1日～10月31日)	出産予定日又は出産日を確認できる診断書(母子名及び出産予定日が分かる母子手帳のコピーでも可)	標準時間 ※希望により 短時間も可
3 保護者の傷病・障害	保育が必要と認められる期間	家庭保育の不可能な期間が確認できる診断書(要介護の方は介護保険証のコピーでも可)又は障害者手帳のコピー	短時間 又は 標準時間 ※等級・状況による
4 親族の介護・看護 ※長期間入院等をしている親族含む	介護が必要と認められる期間	常時介護の必要な期間が確認できる診断書(要介護の方は介護保険証のコピーでも可) ※各種手帳保持者の介護の場合は診断書・各種手帳のコピー	短時間 又は 標準時間 ※等級・状況による
5 震災等の災害復旧	町長が認める期間	り災証明書など	標準時間 ※状況による
6 求職活動 ※起業の準備を含む	3か月	求職活動申立書	短時間
7 就学 月48時間以上就学している。保育標準時間を希望する場合は、月120時間以上就学している。	通学期間	就学証明書(学生証のコピーでも可)又は就学許可証及び就学期間の分かるもの	短時間 又は 標準時間
8 その他 ①虐待・DV等 ②育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ③1～7に類する状態であると町が認める場合	町長が認める期間	②の場合… ・育児休業取得中であると確認できる証明書 ・家庭保育の不可能な期間が確認できる書類	短時間 又は 標準時間 ※状況による

新年度入園について

各種手続きに必要な書類

- ① 「支給認定申請書兼保育園等入園申込書」
- ② 就労証明書等の添付書類 ※添付書類については3ページ参照

1号認定

【入園申込み】

R4/10/5～10/31 希望の園に「支給認定申請書兼保育園等入園申込書」を提出
※空きがあれば随時受付

【支給認定証交付】

町から支給認定証が交付されます

【入園承諾】

園と利用契約を結びます

2・3号認定

【認定の申請・入園の申込み】

R4/10/5～10/31 希望の園または町に「支給認定申請書兼保育園等入園申込書」を提出
※空きがあれば随時受付

【支給認定証交付】

町から支給認定証が交付されます

【利用調整】

申請者の希望や施設の状況等により
町が利用を調整します

【入園承諾】

町から入園の承諾が通知されます

転入予定・出産予定・町外施設の入園について

出雲崎町へ転入予定の場合

出雲崎町に住所がない方につきましても、出雲崎町に転入することが確実な方は、出雲崎町で入園申込みをすることができます。ご希望の場合は、保健福祉課こども未来室へご連絡ください。

出産予定のお子さんの入園を希望する場合

出産予定児の月齢が、入園希望施設の入園可能月齢に達していることが出産予定日から明らかであると確認できる場合は、申請が可能です。

- ◇予定日より出産が遅くなり、入園可能月齢に達しない場合は、入園取り消しとなります。
- ◇出産予定児の育休を取得する場合は、申請できません。

出雲崎町外の施設の利用を希望(広域入所)する場合

出雲崎町に住民票がある方で保育の要件を満たし、下記のような特別な事情がある場合には、他市町村の保育施設に町を通して利用申請をすることができます。

- ◇保育施設所在市町村に保護者の勤務先があること
- ◇保育施設所在市町村に里帰り出産すること
- ◇その他特別な事情があること
(事前に保健福祉課こども未来室へご相談ください)

※市町村により、入所条件・申請スケジュール等が異なります。
入園を希望する市町村のスケジュールにあわせて申込みをする必要があるため、余裕をもって保健福祉課こども未来室までご相談ください。



保育料・給食費について

◇0～5歳児のすべてのお子さんの保育料が **無料** です。

◇給食については、両園で提供しています。

給食費・・・主食費(ご飯・パンなど)+副食費(おかず・おやつなど)

3～5歳児のお子さんは、給食費を保育園等にお支払いいただきます。お支払い方法につきましては、各施設にお問い合わせください。

◀ 副食費について ▶

◎ 4月から8月分は前年度の課税額で、9月から3月分は今年度の課税額でそれぞれ算定します。

◎ 世帯の状況が下記の条件のいずれかに該当する場合に、副食費の徴収が免除になります。

●年収360万円未満相当の世帯

・1号認定…市町村民税所得割合算額(配偶者含む)77,101円未満

・2号認定…市町村民税所得割合算額(〃)57,700円未満

ひとり親家庭等は、77,101円未満

●第3子以降のお子さん

・1号認定…小学校3年生修了前の同一世帯の子どもを数えて第3子

・2号認定…小学校就学前の同一世帯かつ保育園等に通う子どもを数えて第3子

施設一覧

	出雲崎こども園	小木之城保育園
所在地	住吉町551番地	船橋469番地1
電話番号	78-4786	78-2356
定員	60名	60名
受入年齢	生後2か月から	生後2か月から
保育時間	(教育標準時間) 9:00～15:30 (保育標準時間) 7:20～18:20 (保育短時間) 8:00～16:00	(保育標準時間) 7:15～18:15 (保育短時間) 8:00～16:00
延長保育	(保育標準時間) 18:20～18:50 ※利用料:無料 (保育短時間) 7:20～8:00 16:00～18:50 ※利用料:1時間毎 100円	(保育標準時間) 18:15～19:00 ※利用料:無料 (保育短時間) 7:15～8:00 16:00～19:00 ※利用料:1時間毎 100円
土曜保育	7:20～13:00	7:15～11:30

※ 土曜保育については、P9-Q9参照

※ 延長保育の利用料について

就労と保育の両立及び、産前産後・介護等の特殊事情による保育の継続を図るため、保育標準時間認定の延長保育料は無料としておりますが、保育短時間認定は保育の必要性の観点から、1時間毎に100円を徴収します。制度の趣旨をご理解いただき、ご利用願います。

利用時間・預かり保育



利用時間について

1号認定のお子さんは「教育標準時間」が利用できます。
 2・3号認定のお子さんは、「保育標準時間(11時間)」「保育短時間(8時間)」のどちらかの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。
 開所時間は各施設で異なりますので、P6の施設一覧でご確認ください。



※時間帯は施設ごとに異なります

1号認定の預かり保育の無償化について

●預かり保育とは

幼稚園・認定こども園に通う1号認定のお子さんに対し、教育標準時間を超えて行う保育をいいます。預かり保育の利用については、各施設へお問い合わせください。



●預かり保育が無償になる条件

1号認定の教育標準時間を超えて預かり保育を利用する際、以下の条件を満たす世帯から申請があった場合に、利用料の一部又は全額が無償化となります。

対象となる子ども	預かり保育が無償になる条件	上限額
3歳児以上	保育を必要とする理由がある世帯	11,300円/月
満3歳	保育を必要とする理由がある住民税非課税世帯	16,300円/月

新2号

新3号

よくある質問

Q1. 就労時間が120時間/月を下回るのですが、保育標準時間の認定となることはできますか？

原則はできません。

ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は特例として保育標準時間で認定することが可能ですので、保健福祉課こども未来室にご相談ください。

- ◇1日の就労時間が8時間以上(通勤時含む)となる就労が常態となる場合
- ◇雇用契約書等で定められた勤務時間の都合上、施設の基本時間を超えて利用せざるを得ない日が13日以上/月となる場合
- ◇シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で最も早い就労開始時間と最も遅い就労開始時間の差が8時間以上(通勤時間含む)となる場合
- ◇その他、上記に類する状態であると町が認める場合

Q2. アルバイトやパートなどの非正規雇用でも就労で認定されますか？

また、残業がある場合は保育標準時間の認定を受けることができますか？

48時間以上/月の就労であれば、就労にて認定可能です。(保育標準時間は120時間以上/月)

なお、ここで示す就労とは、残業時間を含めない会社の所定労働時間のことです。

残業のため短時間保育で足りない場合は、延長保育等をご利用ください。

(別途料金がかかります)

Q3. 同居の祖父母の就労証明書も必要ですか？

65歳未満の同居する家族(祖父母、おじ、おば)すべての就労証明書を、ご提出ください。

Q4. きょうだいで申込みを行う場合、就労証明書は、きょうだいそれぞれに必要ですか？

勤務先等にきょうだいの人数分の証明をしていただく必要はありませんが、必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申請書類に添付してください。



Q5.入園後に保育実施時間の認定を変更することは可能ですか？

変更手続きにより、変更が可能です。

保育実施時間の認定以外にも、認定後、申請内容から状況が変更になる場合は、認定変更が必要です。園または保健福祉課こども未来室に申し出てください。

**Q6.現在1号認定で入園していますが、2号認定に変更したいです。
手続きはどうしたらよいですか？**

現在通っている園に2号認定の空き枠があることを確認した上で、「保育が必要な事由」が確認できる書類(P3参照)を添付して、園または保健福祉課こども未来室にご提出ください。

Q7.育児休業が終了し、職場復帰する予定ですが、慣らし保育を行うことは可能ですか？

慣らし保育を利用いただくことは可能です。具体的な利用開始日は、園と調整いただくことになります。

Q8.求職活動中で申請し3か月を過ぎたが、就職先が見つかりませんでした。退園になりますか？

求職活動を事由として認定されている方の、認定有効期限は3か月です。期限までに保育が必要な事由が確認できる書類を提出いただけない場合は、原則、退園となります。ただし、引き続き、求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、再度認定することが可能です。

また、認定こども園・幼稚園は、満3歳以上のお子さんで、かつ、定員が超過していない場合は、保育が必要な事由がなくとも入園が可能です。

詳細は、保健福祉課こども未来室へお問い合わせください。

Q9.保育園なら土日も預けられますか？

町内の保育施設は、土曜日の午後、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始は原則保育は行っておりません。

※園によっては、このほかにも保育を行わない日があります。

Q10.子どもの送迎はどうしたらよいですか？

町内保育施設は、バス送迎を行っています。詳細は園にご確認ください。



令和5年度 年齢別クラス早見表

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和4年(2022年)4月2日～
1歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
2歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
3歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
4歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
5歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日



出雲崎町 保健福祉課 こども未来室

〒949-4342 新潟県三島郡出雲崎町大字米田395番地
出雲崎「子は宝」多世代交流館きらり内

TEL :0258-86-5580